

地域計画について

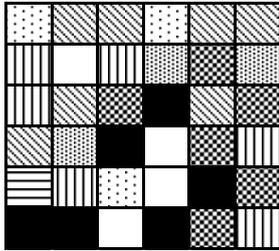
農業を取り巻く環境が変化する中、地域の農地を次世代に適切に引き継ぐための新たな取り組みで、10年後の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を令和6年度末までに全市町村で策定することが法定化されました。

市内15地区において、各地域の農業関係者が中心となり「地域農業をどのように維持・発展・集積させていくか」などを話し合い、今後の農業経営や農地利用の意向を踏まえ、地域ごとの農地に当てはめた目標地図を作成し、地域計画を令和7年3月末に策定します。

本市は、市街化区域以外の農地が地域計画に入る予定です。

目標地図のイメージ

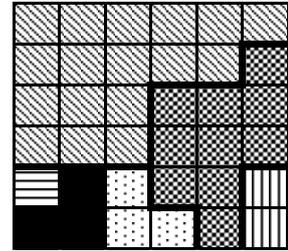
【現況地図】



話し合い

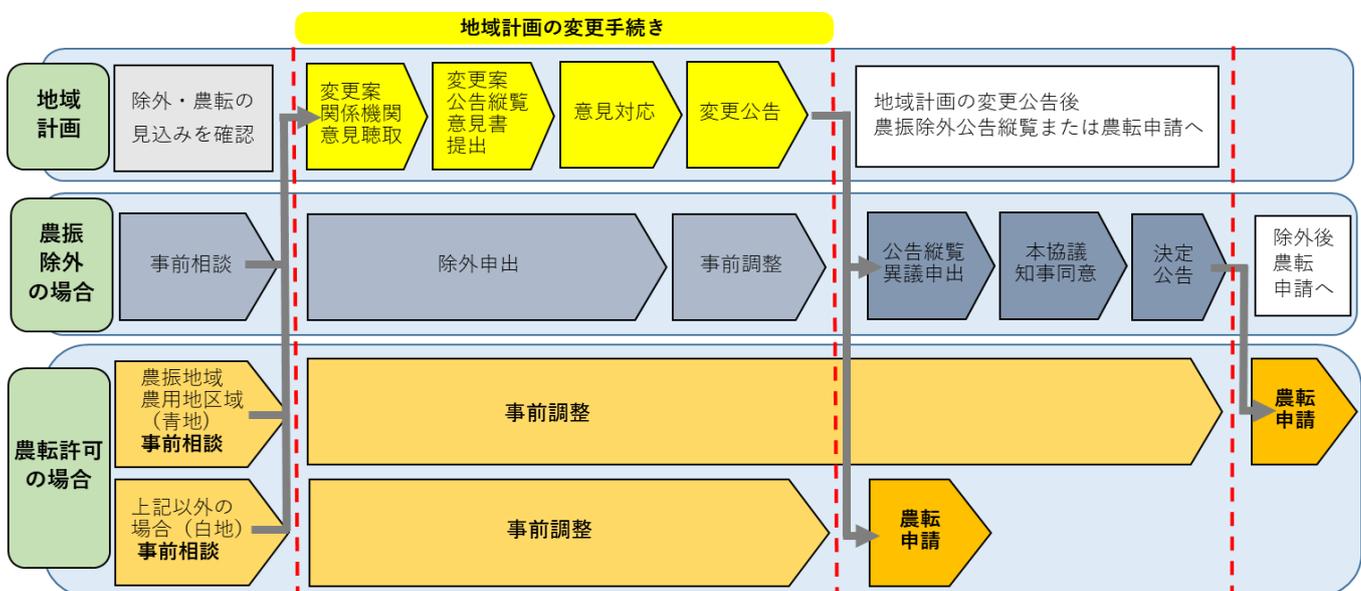
- ・規模を拡大したい
- ・農地を集約したい
- ・農地を貸したい
- ・農地を借りたい

【目標地図】



令和7年4月1日からの地域計画と農振除外・農地転用許可の手続き

- ・ **地域計画内の農地**については、農振地域農用地区域（青地）からの除外や農地転用許可（白地）には、**あらかじめ地域計画の変更（除外）手続き**が必要となります。
- ・ 地域計画の変更前に、農振法による農用地区域からの除外手続きや農地法による転用許可に係る**事前相談**などは開始できますが、**農振除外の変更案の公告・縦覧**や**農地転用申請**は、**地域計画の変更告示後**に行う必要があります。
- ・ **市街化区域以外の農地**は、**除外及び転用前に必ず地域計画の変更の手続き**を行い、地域計画の変更公告後に各手続きを行ってください。
- ・ 「所有する農地が地域計画区域内か？」など地域計画に関しては、下記へお問い合わせください。



問い合わせ先

地域計画・農振除外について 徳島市経済部農林水産課 農政企画係 (TEL 088-621-5246)
 農地の貸借・農地転用について 徳島市農業委員会事務局 農地係 (TEL 088-621-5393)